

# 山梨県公報

第七百七十八号

平成十九年

七月二十三日

月 曜 日

## 目次

貸付金の元利償還金の徴収事務の委託	五五一
道路の区域変更	五五一
道路の供用開始	五五一
建築基準法に基づく道路位置指定	五五一

## 告示

### 山梨県告示第二百八十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおり貸付金の元利償還金の徴収事務を委託した。

平成十九年七月二十三日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 委託の相手方  
甲府市北新一丁目二番十二号 社会福祉法人山梨県社会福祉協議会
  - 委託に係る貸付金の元利償還金  
山梨県高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付事業に係る貸付金の元利償還金
  - 委託の期間  
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで

### 山梨県告示第二百八十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成十九年八月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年七月二十三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 一四一号
- 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
山梨市藤井町大字駒井字宮ノ前二六五八番の一地先から 山梨市藤井町大字駒井字宮ノ前二六五七番の一地先まで	新	旧	一一・〇〇	三四・〇〇
	一三・二	一〇・〇〇 一二・六		

### 山梨県告示第二百八十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成十九年八月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年七月二十三日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	平林青柳線	南巨摩郡増穂町大字平林字北神 田八六三番の一地先から 南巨摩郡増穂町大字平林字新梨 一七七番の四地先まで	七二〇・七	平成十九年 七月二十三日

### 山梨県告示第二百八十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二條第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所(富士吉田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年七月二十三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 道路の位置

- 一 上野原市八ツ沢字下村三九四番六、三九六番六
- 二 道路の幅員  
最大六・〇五メートル 最小四・〇五メートル
- 三 道路の延長  
二五・〇メートル